

大分市自治基本条例検討委員会 第2回部会代表者会議 議事録

日 時 平成22年7月6日(火) 10:00～11:20

場 所 大分市役所議会棟 3階 第4委員会室

出席者

【委員】

宇野 稔、野尻 哲雄、川辺 正行、島岡 成治、秦 政博の各委員(計5名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長 玉衛隆見、同主幹渡邊信司)
人事課主査 伊地知 央、議会事務局議事課政策調整室次長 藤野 宏輔、
総務課法制室主任 河越 隆、市民協働推進課主幹 安東 孝浩、
広聴広報課主任 小野 貴史
(統括者、副統括者を除く:計5名)

【オブザーバー】

総務課法制室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、
同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存
(計5名)

【傍聴者】

無

次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
 - (1) 今後の方向について
 - (2) その他

< 第2回 部会代表者会議 >

事務局	<p>おはようございます。ただ今から第2回部会代表者会議を開催いたします。それでは、早速ですが委員長さんにご挨拶をいただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>はい、皆さん方、改めましておはようございます。</p> <p>本日の部会の主旨の確認でございますが、先日、全体会で各部会の条例案をご覧いただいた上で、各部会間での調整が必要な事項や、課題解決に向けて今後部会ごとに協議を行う予定でございますが、その前に部会長レベルでの意思統一を図りまして、部会での検討がスムーズに進行するようにすり合わせをするという意味合いで、お集まりいただいたところでございます。</p> <p>具体的には、前回の全体会で多くのご意見を委員の皆さんからいただきましたが、それらを踏まえて、今後どのように調整作業を進めていくか、それぞれの部会長さんからのご意見を頂戴したいと思っている次第でございます。</p> <p>その上で、各部会にお戻りいただきまして、月末の全体会の準備を進めていただければと思う次第でございます。</p> <p>そういうことで、スケジュール的には今後予定される各部会、更には7月の下旬に予定されております全体会に向けての段取り作りということになるかと思えます。</p> <p>そこで、復習、更には確認の意味で、事務局の方から前回の全体会でいろんな角度から出されました意見の集約が出されておりますので、そのご報告をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、(報告)という資料がございますが、意見集約と言いますか、出た意見を全て網羅させていただいた形で載せております。</p> <p>見方としましては、全体に関するご意見は 印のところを黒字で記載しております。後は、そこに記載している色分けに沿って、各部会に関する意見ということで整理をさせていただきました。</p> <p>構成としましては、全体会の会議の流れに沿って、1ページから最初の全体での意見交換で出た意見と、3ページには、議会に関する条文の中間報告という形で、委員さんの方からご発言がありましたので、その通りに載せております。4ページ以降につきましては、各部会ごとに発表いただいた内容を載せております。</p> <p>1ページの全体での意見交換という部分ですけども、 印の条例全般部分については、条例のタイトル部分に触れられたご意見もございましたが、全体的に総花的な感じがあると、自治基本条例としての特徴が見られないのではなかろうかというようなご意見を、条例全般に対していただいたということでございます。</p> <p>その下の前文についてのご意見をかなりいただきましたけれども、特徴を感じない要因として前文の印象がそうさせているというご意見でした。それに大体似通ったご意見が多かったのではなかろうかと思っております。</p> <p>また、こういった意見に対しまして、理念部会さんの方からは、自治基本条例を作る意図や狙いについては、目的の項目に書いていることが全てであり、</p>

前文というのは市民に読んでもらい、共感してもらいたいという気持ちを込めて作成したものですよというご意見でございました。

次のページですけれども、前文に対しての具体的なご意見としまして、第3段落と第4段落はまとめられるのではなかろうかというような意見もございました。

その下の基本理念についてでございますが、一委員さんのご発言で、協働のまちづくりは、真の住民自治の確立と自主自立のまちづくりではないか、協働は手段であって目的ではないためというようなご発言がございました。

市民の責務に関する部分としまして、議会が提案しようとしている子どもに関する条例とのすり合わせをして欲しいという意見と、職員の責務については、不当なという語句が不適切ではなかろうかというご発言でした。

政策法務、住民投票についても、一委員さんのご発言ということでそこに載せておりますので、ご参考にしていただければと思います。

3ページは、先ほど申しましたように、議会に関する条文の中間報告ということで、議員さんからご発言いただいた内容をそのまま起こしておりますが、下の2行目に書いておりますように、今後、議会活性化検討会議で審議をし、議会運営委員会に諮って最終的に素案に反映させる予定であるということで、まだ確定ではないということでございます。

4ページからは、各部会のまとめをしております。本日お集まりの各部会長さんがご発言された内容でございますので、特に私の方から改めて報告する必要はないと思います。参考にしていただければと思っております。以上でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、前回の確認が終わりましたので、そういう内容も踏まえまして、フリートキングで自由にご発言いただきながら、一定の方向性が収斂できたらと思っております。

具体的なテーマとしまして、一番関心を集めましたのは前文の扱いでございますね。これをどうするのが良いかということで、非常に格調高い前文を理念部会で作っていただいておりますのでございますが、一方において、自治基本条例という言葉を使わせていただきますが、その条例の本質と言いますか、こういことを目的としているのだというようなことが前面に出て欲しいなという、いろんなご意見が出たわけでございますが、まずこのような部分につきましてどういうふうに進めて行ったら良いのか。

部会長

自治基本条例ということで、制定してはどうかということで始まって3年ですかね、それでその、自治基本条例を作ることによって大分市をどういうまちにしていくのか、どう大分市の方向性を自治基本条例で謳っていくのかということが、一番の基本的なところとっているんです。

それで、今、全国的な自治基本条例というのは、いわゆる地方政府、中央集権に反する形での地方主権、地域主権という、今の政府の中での動きをめざしたような自治基本条例の制定の動きが全国的な流れの中で出てきて、そして自治基本条例制定という方向が出てきたと思っております。

大分市の場合は、そういった流れに惑わされなくて、大分市独自の自治基本条例を作って、本当に必要ならば制定していくということで、ずっと検討してきたと思っています。

そういうことで行くならば、大分市のまちづくり、人づくりというか、大分市をどういうまちにしていくのか、将来に夢を描いていくのかという部分が一番基本になってくるわけで、そこからベクトルの部分がきちんと謳い込まれることによって、すべての分野、各部会の方向性というのが出来てくるのではないかなと感じていますので、前文についてもそうだし、各部会の第1条の部分についてもそここのところを謳い込むべきではないかなと思っています。

委員長

はい、どうぞご自由なご発言をいただければと思います。

部会長

(報告)の1ページ目の前文についてのところで、条例制定の目的としてと書いていますよね。

最高規範としての自治体憲法を制定することとありますが、自治体の憲法というところまで言い切れるのか、それぞれ条例というのは横並びで、法律の下に位置する条例ですので、やはりそのことからすると、自治体の憲法とまで謳い込む必要はないと思います。

それから、自治立法権、自治行政権、自治財政権を持つ地方政府への移行をめざすことと書いていますけども、実際、日本の国の中の大分県大分市というところを考えたときに、地方政府ということで今の政府が自治を認めていくというか、そういう流れがありますが、そこまで実際に地方に認めていくのか、その流れを含めた形で謳い込むほど、大分市として自治基本条例の中に入っていけるのかなと、私はそこまで入っていく必要はないと思っています。

それから、住民自治の確立、都市内分権、地域内分権ということは、市長も都市内分権、地域内分権ということは言うておりますので、その方向性の中で行政がどう組織変え、意識変えしていくのかなという、いわゆる市政運営の中にそここのところを本当に踏み込めるのかなと、条例制定の目的として、私はまちづくり基本条例という意味合いが一番と言うか、自治基本条例というのはまちづくり基本条例としての意味合いが一番強くなると思っていますので、そういう方向で自治基本条例を謳い込んでいけば、住民自治の確立と都市内分権、地域内分権という方向性が謳い込めるのではないかなと感じています。

委員長

では、他にご発言がないようでございますから、私の方から一言、前文の扱いにつきましては、内容は現在理念部会で作られている内容と、もう一つの考え方として、この条例はどんな内容なんだということが具体的に分かるようなポイントを押さえていただければ良いのではないかなというのが、両論ではないかなと思うのですけどね。

このような考え方の中で、例えば、理念的な条例の目的とかいうものは、前文とは別立てで制定することは出来やしないかなと、今の前文はそのまま生かして、そして、この条例の一番上の方にそういうものを生かしていただければ、前文を読んでそして次に目を移したときに、こういう目的でこの条例は出来ているのだな、理念的なものはこういうことなんだなということが分かるのでは

ないかなと私は思っています。

ですから、前文を変えとかいうことではなくて、基本条例全体の組み立ての仕方によって、条例を何のために作ったのか、なるほどねというようなことが分かるようにして欲しいというご意見が実現できるのかなと思うのですけどね。折衷案みたいなものですけど。

部会長

委員長さんのおっしゃった事柄は、これ（第12回全体会資料）を見れば、総則のところにも目的ということで第1条にありますので、そういうふうなことでお話されたのかなという気もしたのですが、この前出た意見は、前文のやや不正確性と言いますか、そういう中でもう少しこの目的についての透明化を図ったらいかがかという意見が多かったのではないかと思います。

私は、この前文は大変すばらしいと思っております。別にこれを変える必要も何もないと思いますが、進化する部分があるとすれば、前文の最初なり最後なりに、その目的に関するような部分を若干前後のどこかに追加して、今、委員長さんがおっしゃったような部分を具現化したようなことが出来ないのかなと思うわけでございます。

理念部会さんには、もう一回そういう意味でのご苦勞をお願いするようなことになるかと思うのですが、この前の議論の全体の流れというのは、各部会ともそういうふうな前文に関するご意見が多かったということからすると、前文の中のどこかの箇所に今のような方向を取り入れたらいかがかなと思います。

部会長さんはまちづくり条例というようなことをおっしゃいましたし、それはそれで私も、市民が参加してまちづくりをしていくんだということでありませんが、第1条を見ると、課題等の中で自治とまちづくりの使い分けを敢えて載せておりますけど、その辺の調整を再度、前文の中に入れておけば、しっかりとっておかなければ後とのつながりがおかしくなるのではないかと思います。

委員長

ありがとうございました。

部会長

今の意見は、私も大筋賛成なんですけど、この前文は格調高い前文になっているのですが、夢の部分が少し欲しいなと、大分市はこういう方向に進むんですよ、市民と市民が助け合って支え合っていくという大分市になっていくんですよ、そしてまちづくりもそういう方向でしていくんですよというような部分のところが欲しいなと思います。

目的にはその部分が少し書かれているのですが、それから市民の定義にしても、市民といたら大分市に住んでいる人だけに限定すれば良いことなんですけど、まちづくりという観点からすると市内に通勤、通学する者とか、事業を営む人とかいうふうな形で、拡大解釈しているということは、大分市の将来のまちづくりに、やはりそういう人たちも担っていただきたい、頑張ってもらいたいということから、そこまでの拡大解釈をしているのであって、自治体の憲法としての自治基本条例という形ですが、将来の大分市のまちづくりのために皆さん協力してくださいというところの部分から始まっていると思うんです。

	<p>その部分で、前文においては夢の部分の欲しいなと感じています。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
部会長	<p>私も同じで、前文に条例の目的を書いた方が良いと思うのですが、この前の検討委員会の議論で、私自身も分からなくなっているのですが、要するにこの自治基本条例というものは、委員さんが言われていたのですが、条例制定の目的として書かれている内容を本当にどこまで大分市の中で考えていくのかということが、あまり議論されていなかったような気がするんですね。</p> <p>自治立法権、自治行政権、自治財政権、地方政府への移行という部分を本当にどこまで将来大分は考えるのか、部会長からまだ早いというようなご意見もあったと思うのですが、例えば完全なる地方政府というのは、まず無理なわけですね。特に財政上の問題から完全なるというのは、地方ではとんでもないという話になる。一方的に自治権を謳うのではなくて、日本の国の中で地方の持つ意味というものが、問われないといけないのかなという感じがしています。</p> <p>地方が国の国土全体の中で持つ価値というものを考えないと、大分の未来や住民の自治でということ謳うということは良いと思うのですが、そういうときにそれが出来る背景として、どうしたら出来るのかということ考えたときに、ただ自分達がやりたいことをやっていくのではなくて、地方として日本の中にある価値みたいなものをもう一度見直さないと難しいと思います。</p> <p>そういう意味で私は歴史や文化や自然を表現するのが必要だと考えている。</p> <p>地方の価値みたいなものがどういうことなのかということをお皆さん少し議論した方が良いのではないかなと思います。</p>
委員長	<p>部会長いかがですか。</p>
部会長	<p>条例全体の方向性というのは、今言われたようなことで、将来に向かって新しい動きを進めていくという一つの起爆剤になるべきものだと思うんですね。</p> <p>未来に向かって何かすると言っても、その未来はそんなに具体的に分かっているかという誰も分かっていないわけで、試行錯誤の繰り返しでして行くわけですけど、それはそれで仕方がないのだけれど、我々は何を考えなければいけないかという、今まであまりにも大分市の外に向かっていろいろと期待を持ち、甘え、責任をよそに持って行きというような傾向があったのを、やはり自治となれば自分でして行かなければいけないわけですね。</p> <p>そうするとそこに、人のやる気とかモチベーションが非常に大事になってくるわけで、そういう意味でこの条例は出来るだけ大勢の市民の人にしっかり読んでもらいたい。読んだ上で何かを感じるだけでなく、行動に移してもらいたいという期待を込めて取り組んだつもりなんですけどね私どもは。</p> <p>そういう意味では、前文というのはそういうモチベーションのところを書いたつもりなんです。具体的にどうするかこうするかという箸の上げ下ろしみたいな部分は、目的以下に書かれていると思うんですね。</p> <p>それを全部総括して具体的にどういう取組をするということは、目的のどこ</p>

	<p>ろでしっかり謳わなければいけないのですが、そういう意味では、目的がまだこれだけでは不十分かなというふうな気持ちはあるのですが、前文の意味合いというのは、それとは全く別の物と考えておりますので、具体的なあり方というようなものまでは言及していないわけです。そういう主旨のもとで作られた前文だということをまず理解していただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
部会長	<p>言わんとする意味は良く分かります。モチベーションの部分を考慮してというところと、将来の大分市の方向性は誰も見えない、議論もしていないので当然のことと思っています。</p> <p>日本全体が混沌として、どういう方向に進むのか、少子高齢化になるということだけははっきりしていますので、そういう中でまちづくりをどうして行くかということの舵取りが非常に難しくなっているというのは分かります。</p> <p>そういう方向の中で協働というまちづくりの方向性というのが出てきたのだらうと、政府の国づくりという中で全部出てきているのですが、いわゆるそういう混沌とした中で、市民としてどういうモチベーションを持ってまちづくりに進んでいくかというところの部分、願いの部分としての文章はあっても良いのではないかなと感じるのですが。</p>
部会長	<p>前文は出来るだけ短く構成しよう、あまり長ったらしく書かない方が良いということで、かなり絞ったんで、市民として大分という、住んでいるところを愛するという気持ちがまず最初になければいけないだろうということを中心に考えたものですから、そういう気持ちが具体的な行動として表れるところから先というのは、目的以降で不足している部分はもう少し充実していく必要はあるかと思います。</p>
部会長	<p>部会長、前文を見ますと、概ね2行ごとに段落を区切っていますので、もう2行くらい足して、その2行の中にそういうことを謳い込むということは出来ませんか。</p>
部会長	<p>出来ませんかと言われれば、出来るのは当たり前なんですけど。</p>
部会長	<p>やはり今のこの文章で、大分市の環境や歴史、位置付けとかを2行くらいの中で謳い込んでいますので、いわゆる市民のモチベーションを高めるような、それから大分市がこういう方向に向かっていこうとか、支え合っていく社会を作っていこうとか、そういう部分を文章で謳い込めるような形は取れないですかね。</p>
部会長	<p>いや、そういうつもりでこれは作っているのですが。</p>
部会長	<p>皆さん前文の中で、この前出た意見としては、さらっと流れているんですね。私が見ても。意気込み、願いの部分を読む中で少し欲しいなという部分は</p>

<p>部会長</p>	<p>皆さん感じているところだと思います。</p> <p>目的なりの部分が議論になると思うのですが、この条例を自治基本条例あるいはまちづくり基本条例を作るにしても、最終的には市民が本当に良いまちだな、暮らしやすいまちだなというものを作っていくのが目的であって、市民の自治を進めるということが最終目的ではないですよ。</p> <p>そういう市民福祉なり、普通に暮らせるようなそういった市民の有様を皆で作っていきましょうよというふうなことが目的ですので、その部分が前文に見えないんですね。</p> <p>そういったところを今、部会長さんがおっしゃったように2行か3行程度で述べていただく中で後につなげていくとかいったことが出来ませんか。</p>
<p>部会長</p>	<p>やはりこれでインパクトが足りないじゃないかというような感じであれば、それを数行加えるということは別に大したことでなく出来ることですが、どういう内容を入れるかというのは、言葉を選ばなければとかなり難しく、工夫をしなければいけないと思います。</p> <p>それはそれでもう一回考え直してみるということも必要かも知れませんが、この部分で自治基本条例の全てを説明するということは出来ないので、イントロダクションとして捉えていただければなというふうに思うんですけど。</p>
<p>部会長</p>	<p>前文と目的が一体化する中での文章になってくるべきと思っています。</p> <p>だから目的の部分もそのところを謳い込む必要があると思いますよ。</p> <p>市民自治ということが目的ではない、市民福祉の向上とか市民生活環境の改善とか、環境の問題とかいろんなことが目的として、そういうことを実現するために自治基本条例を制定するわけですから、そのところは前文と目的の中に一体化されて謳い込まなければならないということですからね。</p> <p>目的も変える必要があると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>かなり今、前文、目的等の絡みで、この条例の一番頭に来る部分のご議論をいただいているのですが、理念部会として今部会長の方から出ましたご発言をベースにして、また再度ご検討をお願いしたい。</p> <p>理念部会さんとしての考え方があって、前文を決定されてきているという部分は、部会長さんのご発言から良く分かるんでございます。</p> <p>そのところの部分は、本当にその通りだということですけど、しかし何とか出来ないだろうかというような話が出たということと、私が個人的に申し上げたのですが、前文だけというよりも部会長さんもおっしゃっている目的との合体も総合的に見て、一番最初に読むところですから、なるほどそういうことかということが形になればですね、私は個人的には前文に言葉を入れなくても次の第1条で出てくる言葉で分かっていたいただければなという気もしております。</p>
<p>部会長</p>	<p>ですから、前文よりも目的のところ、必ずしも十分ではないかなという感じがしているんですね。ここで、踏み込んでいきますとね、実は非常にしんど</p>

	<p>い思いをしないといけないのは、自治という言葉についてどう考えていくのかという、その考え方というのが必ずしも明確になっていないですよ。その自治を掲げてこの条例を生かしていくんだと、まちづくりという分かったような分からないような言葉にどう意義付けしていくかとか、結構厄介な問題が出てくるんですよ。</p>
<p>委員長</p>	<p>実は私が担当する部会でも、自治という言葉の定義が一回もなされていないというのはどういうことなのかと、その言葉を我々がしっかりと理解できるようにして、条例を作っていくと自治がどうもアバウトだという発言もありましたけど。今、部会長がおっしゃったところの大変しんどい仕事だと思うんですけど…</p>
<p>部会長</p>	<p>さっき少し話が出ましたけど。行政権、立法権、財政権という三権を持つ地方政府みたいなものは、これは夢物語でね、私は、さっき部会長がおっしゃいましたけど、時の政権の流れによってですね、ああでもないこうでもないといくら動かすようでは困るわけでありまして、やっぱり基本的な軸は通していないといけませんので、そのこのところをしっかりと押さえる必要があると思うんですね。</p> <p>ここでいう自治というのは、皆で大分市作りをしていきましょうよという、その中で最大多数の最大幸福が実現できるような、そういう自治体、共同体を作り上げましょうよというのが、平口で言えばそういうことになるのかなと、大上段に構えてですね自治とはなんぞやというふうなことで法律論議をするようなことでは、市民の理解が得られないと思うんですけどね。</p>
<p>委員長</p>	<p>言葉が、つい先ほどまで地方分権という言葉が、突然今度は地方主権という言葉に入れ替わった。またどう変わるか分からない。そういった非常に流動的な中で、大分市はこうだと決めてしまうのは、私個人的には危険だと感じています。自治という言葉の定義は、部会長がおっしゃったようにアバウトであるけれども、皆で一緒にしていきましょうよというようなことくらいにして、あまり時代の流れの最先端を走るようなものを持ってくると、ある意味危険と感じるんですけどね。</p>
<p>部会長</p>	<p>そうすると、自治基本条例という名前が誤解を生んでいるような気がするんですけど、それこそまちづくり基本条例の方が言葉自体がアバウトな感じですので、自治という言葉自体も良く分かっていないけれども、解釈をつけるのであれば、最初からアバウトなまちづくり基本条例としておいた方が、なんとなくこの辺の感じで作っているなということは分かる。</p>
<p>部会長</p>	<p>うちの部会はまちづくり基本条例の感覚ですね。自治基本条例という名前で検討委員会をしていますから自治基本条例と言っているけれども、まちづくり基本条例ということで話をしている。</p> <p>だから、市民の定義にしても拡げた形での市民ということにしている。本当の自治といったら、住んでいる人だけに限定した形になってしまうから、</p>

	<p>まちづくり基本条例ということで、いろんな自治体も使っているところもありますよね。</p>
部会長	<p>私の部会は、市民参加・まちづくり部会という名前ですから、条例の中では市民参画とまちづくりと、あるいは市民協働という言葉を使っています。自治というような概念から少し離れています。</p>
委員長	<p>条例の名前は、あくまでも仮称でございますから、今後の展開によって、名称の変更も十分あり得ると思うんですね。</p> <p>一度避けて通れない自治の定義はどこかでコンセンサスを得ておかないといけない時期に来ているのかなという気はします。</p> <p>その点はよろしいですか。各部会で一度その話題を提供していただいて、議論をいただくことについては。</p> <p>それと、前に戻りますけど、前文と目的のところは、セットにして理念部会で検討をいただければということではよろしいですか。</p>
部会長	<p>はい。</p> <p>ただ、前文について、以前の会議でまちづくりには教育が非常に大事なんだから、教育について謳うべきではないかというご意見をいただいたですよ。</p> <p>そういうふうにしていきますと、いろんな項目が重要になって、それを全部盛り込んだ前文ができるかということ、それは無理があると思いますので、そこは精神論的なところで収めてしまわなければいけないかなと思いますから、それからみ出した全般にかかる部分については、第1条の目的のところのように修正していくか、後、それぞれの部会のところ、それをアピールするような文言にしていくかということに、努力していただければなと思っているのですが。</p>
委員長	<p>今、部会長がおっしゃった教育ということまでこの中で謳い込むとですね、かなり特化してしまうというか、レベルが違うのではないかなというふうに私も感じております。</p> <p>それは、部会の主体的なご判断で整理をなさってよろしいのではないかと思います。よろしいでしょうか。</p>
部会長	<p>はい。</p>
委員長	<p>それでは、時間も限られておりますから、次なるテーマですけど、これは私の部会にかかることですけど、皆さん方ご案内の通り議会基本条例が先行いたしておるわけですね。その中で、議会の内容につきましてどういうふうに条文化していくかということで、皆さん方のお手元の3ページをご覧いただきたいと思いますが、議会に関する条文の中間報告ということで、前回全体会で委員さんの方からご紹介があったものを、そのままここで掲載をしているわけでございます。</p> <p>一番最初はですね、「議会については議会基本条例による」ということの一文</p>

	<p>をもって終わって良いのではないかというようなことでしたが、やはり全体的なバランスからいって同じことをここで繰り返す必要はないけれども、エッセンス部分を条文の中で謳っていただければというご意見もありまして、議員の検討委員の皆さんで検討いただいて、中間報告として出てきたものがこのようなことでございます。</p> <p>これにつきまして、部会長コメントがございましたらお願いします。</p>
部会長	<p>議会選出の検討委員に集まっていたいて確認したんですけども、議会基本条例との整合性ということで、議会の役割及び責務について、どう謳えるのかということを検討した結果、議会基本条例に謳われている前文をここに謳い込んだらどうかという意見が出ましたので、12条の1項2項3項ということで、謳い込ませていただきました。</p> <p>4項において、詳細については最終的には「議会基本条例に定めるところによる」ということでいこうということで、一応4項目を議会活性化会議に諮っていただいて、そして、議会運営委員会あるいは全員協議会の中で確認して、これで良ければ提案したいなと思っているところでございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>いかがでございましょうか。部会長さん方のご意見をいただければと思いますが。</p> <p>最初は本当に一文で行こうということでしたが、条文全体の体裁の問題がございまして、この部分だけ薄くなってしまうのはいかがかなと。</p> <p>それと、最高法規性という確認がなされて、それとの関わりで、それであれば「議会基本条例による」ということではいかがなものかということで、条文が必要ではないかということです。</p>
部会長	<p>12条の第1項2項3項というのは、議会基本条例と全く同じ内容ですか。</p>
部会長	<p>はい、議会基本条例の前文と同じ内容です。前文からとってきています。</p>
委員長	<p>特に、ご異論がなければ、詳細につきましては私どもの部会で詰めて行きたいと思いますが、方向性は認めていただけるということによろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それではですね、残りの時間は各部会長さんにおかれまして、全体の調整を図る中で、自分の部会のご意見を聴いておきたい、悩んでいるというようなことがございましたら、ここで出していただけたらよろしいかと思いますがいかがでございましょうか。</p>
部会長	<p>悩んでいるといえば全部悩んでいるんですが、いろいろ活発な議論がありまして、特にその中でも市民協働をどうするかとか、あるいは都市内分権の位置付けをどこまで考えるのかとか、そういったところが非常に問題になったところでありまして、さっき前文の話がありましたけれど、前文、理念部会長さんとの関わりで一番核になる部分ではなかるかなと思いますので、先ほど見直し</p>

<p>部会長</p>	<p>をするというお話がございましたので、うちの条文を参考にさせていただければありがたいなと思います。</p> <p>また、理念部会さんの方から、うちの部会に対してご意見がありましたらお伺いしたいなと思っておるところであります。</p> <p>市政運営部会では、ひょっとして要るのではないかという最大限の条文を挙げてございまして、特に37条38条39条については、市政運営部会から切り離しても良いのではないかということで、第4章から独立して第6章7章8章としてしているところです。これが本当に必要かどうかということに関して皆さんのご意見を伺いたいと思っています。</p> <p>一つは、連携・交流ということで、他の市町村等との連携が必要ではないかなということで挙げています。</p> <p>もう一つは、多文化共生ということで、この言葉自体がこれで良いのかどうかも分からないところですが、様々な価値観がありますからこれを大分市だけの価値観ではならないだろうということから挙げていますが、これがここにこういう形であるのか、それとも市民部会のところで触れられれば良いのかということで、こういう形なのか、違う形なのか、あるいは必要ないのかというようなことを議論していただきたい。</p> <p>それから、自然とか環境・景観ということで、由布市が景観ということで別章を立てて載せているのですが、こういう環境とか景観に対してあっても良いのではないかなと思いますが、いわゆるこの6章7章8章に関しては、必要ないというご意見があるのか、あるいは要るとしても違う形で、例えば他の章の中の一部にこれを持っていけるのではないかというようなご意見をいただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>部会長さんどうぞ。</p>
<p>部会長</p>	<p>私ども市民部会は、子ども条例を議会で検討していますが、子どもの位置付けと言いますか、将来の地域社会を担う子どもが、健やかに育つための環境作りに努めなければならない部分についてもう少し検討しようと、市民の権利、市民の責務というところで、子どもの位置付けという部分をどのように謳い込んでいけば良いのかなというのをもっと検討する必要があるなということで、課題として残っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>まちづくりに関わって市民部会さんと理念部会さんと私どもの部会で条文が重複するところがありはしないかなと思うんですよ。だからそのところの整理を全体的にする必要があるのかなと思っておりますので、その作業はどうするんですか。</p>
<p>部会長</p>	<p>それは事務局に重なっていると思われるところを書き出してもらって、検討する方が良いと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>これは、今日の課題になろうかと予測しておったんですけど、タイミング良く意見をお出しいただきました。</p> <p>確かに問題点として重なっている。これは体裁の上からきれいに整理をしていった方がよろしいかと思うんですね。</p> <p>その作業をどこで行うかというのが、一つの今日のポイントでもあるんです。</p> <p>それで、今、部会長がおっしゃられたような事務局に一度全体を見渡してもらって、それで、技術的にここは一緒に出来るのではないかというようなことで、重なっているというご指摘は前回いただいていますので、そここのところの調整を具体的にどうするかというたたき台を出来たら私個人的には事務局に作っていただければなという気がするんですよ。</p> <p>これはかなり仕事の量としては大きいと思うんですが、それと、文言化していくときに、法制室の皆さんにもご参加いただいておりますので、そういう方々のお知恵もお借りできるのではないかなと思っているのですが、いかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>出されたものを、部会長会議でまた検討すれば良いのではないですかね。</p>
<p>部会長</p>	<p>部会長会議で良いですかね。</p> <p>私はね、部会が侃々諤々の意見をもって戦わせて、ここまで成り立ったのだから、部会に持ち帰って全体としてこうなりましたよ、どうですかと、そしてまたその結論を持ち寄る方が良いのではないかと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>基本的に、事務局に作業をお願いするということはよろしいですね。</p> <p>事務局にお聞きしますが、こういう作業をするのにどれくらいの時間がかかるか教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>先般の全体会議の中で、何点かの主語とか重なっている部分とかの課題を述べさせていただきました。当然、各部会で検討していただけたらと思うのですが、いかんせん全体にまたがっていますので、一つの案をお示しした方が議論の展開がしやすいのではないかというふうには考えています。</p> <p>当然前回の案は各部会のものをくっつけただけのものを全体でお示しさせていただきましたが、今度は法制室の力も借りまして、一定の形で主語も含めて条文の重複する部分と6章7章8章の取扱いも法的なものの考え方等を一つの形ということで示させていただければというふうに思っております。</p> <p>あくまでも成案というわけではありませんで、課題を解決するという意味合いでご提案させていただければというふうに思います。</p> <p>この中で、前文につきましては、いろいろと議論がございまして、それぞれご意見もいただいたということでございまして、前文につきましてはもうしばらく理念部会さんの方で議論をしていただきまして、最終案までには整理していただければと思います。</p> <p>次の部会が来週には控えておりますが、それまでには出来るだけ事務局案としてお示しをさせていただきたいなと思っております。</p>

<p>委員長</p>	<p>今、部会の前に仕事をしていただけないということでございますので、部会長のご提案もございましたけれど、それは部会でじっくり検討させていただくということによろしいでしょうか。</p> <p>それでは、条文のバッティングしているところや技術的なものが中心になると思いますが、そういうところは、事務局の方で整理していただいて、各部会でご検討いただくということによろしく申し上げます。</p> <p>それで、後は各部会の課題の方に戻りまして、私の部会の方ですが、最大の問題点は議会基本条例をどのようにこの（仮称）自治基本条例の中に表現していくかということでございます。これは、我々の部会だけでは判断できない。我々の部会には二人の議員さんにご出席いただいておりますが、その議論の中から、前回の全体会議で提案されたように内容が示されたということでございます。これが最大の問題でございます。</p> <p>それともう一点はですね、今片付きそうになった条文の重なり合っている部分が、私どもとしては何とか整理できないかなという思いがございまして、この点につきましても、原案を示していただけないという整理が今決まりましたので、大体今抱えている問題というのは解消したかなと思う次第でございます。</p> <p>それでは、今日の前半はほとんど理念部会さんの話でしたので、それ以外に部会の問題がございましたら部会長さん申し上げます。</p>
<p>部会長</p>	<p>特に申し上げるようなことはありませんけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、分かりました。それでは、最後になりましたけれど、今後、今日の部会長会議を踏まえて、各部会にまた戻っていただいて、その部会では、更に精査された原案が条文の形で示されるということで、それを各部会で議論するという段取りが出来たものと思っております。</p> <p>そういうことで、後、全く今までの議論と関係ないことだという部会長からのご発言がありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>別件ではないんですけどね。先ほどお話に出た、この条例を最高規範性という形で謳うのかどうなのかということと、もう一つは自治にするのかまちづくりにするのか条例の名称の問題ですね。これ辺りはどの辺で議論するんですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>前者につきましては、私の個人的な認識としましては、最高規範性という言葉を書くか書かないかということは、一応我々の意思としては（仮称）自治基本条例は最高条例であるということ全体の中で確認をさせていただいたと私は認識をしているのですが。</p>
<p>部会長</p>	<p>さっきどなたかの意見で、条例としては皆同じではないかというような意見がございましたので。</p>
<p>部会長</p>	<p>条例としては同じなんですよ。条例はいくつあるのか大分市は、あまりに細かく作っているのに、ここにまた自治基本条例という最高規範性を持った自治体の憲法みたいなものを、全国的な流れの言葉を使われて検討しているけど、</p>

	<p>条例としての位置付けは皆一緒なので、要は作る側の意識としてこれが一番上ですよと言えはそういうふうになるだけのことで、だけど他の条例を見たら、それぞれが市民にとっては皆一緒だから、それぞれの位置付けはあるわけなので、最高規範性を持っているということで謳えばそういうことなんですけどね。だから、どういうふうに謳うかは検討すべき課題でしょうね。</p>
委員長	<p>表現の仕方はいろいろあるかと思いますが。</p>
部会長	<p>そんなに条例がいろいろあるなら、これが最高規範ですよということを謳っておかなければいけないですよ。他の条例に埋もれてしまわないように。</p>
委員長	<p>この条例で最高規範性を確認するに当たっては、全ての条例を我々は精査して、そして、その上位に立つんだという作業を本当はしないといけないんですよ。</p> <p>私個人的の理解としましては、かなり最高規範性を確認するために回を重ねてきたのではないかと認識を持っておりまして、前々の全体会で確認が取れたのではないかと考えております。</p> <p>そのこのところは、言葉をどう表現するかというのは、別の問題として、一応最高規範性があるという認識で、今後も進めてまいりたいと思っています。</p> <p>ただ、もう一度整理するべきだというご意見がまたあれば、それに対して対応することはやぶさかではございませんけど、今までの議論の流れとしては、最高規範性は確認できたというふうにしております。</p> <p>それともう一点、まちづくりについて…</p>
部会長	<p>条例の名称の問題ですね。</p>
委員長	<p>この名称の問題も、今、確定する必要はなくて、今後、議論の中で自治の定義とかまちづくりの定義とかの議論を更に継続していきますので、その中で言葉が整理されていって、最後に議会にかけなければいけないわけですから、その手前で作業をしなければいけない時が来ると思います。今の7月の段階ではないといけない議論かということ、もう少し先の方で良いのではないかなと私は思っていますので、今後の議論ということで、条例そのものの名前に自治基本条例で良いのかまちづくり基本条例の方が正しいのではないのかというようなことはあるという認識のもとで、しばらくは事を進めていけば良いのではないかなとっておりますが、よろしいですかそういう捉え方で。</p>
部会長	<p>議論の場が今後あるということが確認出来れば良いんです。</p>
委員長	<p>もちろんです。私は全体会で戦わされる議論であると思っています。</p> <p>各部会で、こういう議論をしていただくと、それを全体会でご紹介いただいて、全体会の中でまた討議をするという段取りを考えております。</p> <p>部会長よろしいでしょうか。</p>

部会長	はい、分かりました。
事務局	<p>部会長の方からお話がありまして、自治なのかまちづくりなのかということでありすけども、正直申しまして、5つの部会で議論を重ねてまいりましたが、その中では自治を主体とした意見を言われている委員さんもいらっしゃいますし、もっと分かりやすくという意味かどうか分かりませんが、まちづくりというニュアンスで議論をされている委員さんもいらっしゃいます。</p> <p>そのこのところの議論として、各部会ではこれは自治なんだ、これはまちづくりなんだという結論は出されていないというふうに考えています。</p> <p>全体を見渡しますと、自治の使い方まちづくりの使い方が、果たしてどういうふうな定義付けが好ましいのかということも、私たち自身非常に悩ましいと思っています。</p> <p>ですから、本日までにいただいた、それぞれの委員さんのご意見等を踏まえまして、遅くとも次の全体会までには、自治とまちづくりの捉え方を事務局として一定の形で整理をしていただけるように準備をしておきたいというふうに思っております。</p> <p>従いまして、次の全体会で決めるというわけではございませんが、意見が出されやすいように整理してみたいなと思っております。</p>
委員長	<p>その他ないでしょうか。特になければこれにて終了ということでさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、今日の部会代表者会議は大変成果が出たのではないかと考えております。今後、部会でもご議論よろしくお願い申し上げます。</p> <p>今日はどうもありがとうございました。</p>